

意見の陳述・説明の要求について

規制改革会議令第 5 条第 1 項に基づき、下記のとおり、意見の陳述、説明を求めますので、ご対応の程お願いいたします。

なお、仮に対応が困難な場合には、理由も添えて文書にてご回答願います。この場合には、当該文書も公開させていただきますのでご留意ください。

記

- 1 . 候補日時 : 平成 19 年 3 月 5 日 (月) 16 : 30 ~ 18 : 00 の間の 1 時間
 - 2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階 共用第 1 会議室
 - 3 . テーマ : 地方教育行政の現況と適切な執行のための課題について
(とりわけ教育委員会の法令等遵守のあり方、適正な業務執行について貴省のお考えを伺いたいと考えております。)
- * 可及的速やかに実施したいと考えておりますが、開催時刻等につきましては貴省出席者のご都合も勘案し弾力的に対応させていただく所存ですので、必要に応じてご相談ください。
 - * 出席者の官職及び氏名 (随行者を含む。) を、当日の 12 : 00 までにご登録ください。
 - * 会議の議事、提出資料等は、原則として全て公開させていただきます。

【参考】規制改革会議令 (平成 19 年政令第 14 号) (抜粋)

第 5 条 (資料の提出等の要求)

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。